

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、瀬戸内・松山ツーリズム推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、広域の官民が連携し、広島地域及び松山地域の資源を生かしつつ、瀬戸内海が有する魅力を最大限に引き出しながら、これらの地域を周遊する新しいツーリズムを創造するとともに、旅行市場への定着へ向けた戦略的なプロモーションを展開すること等により、広域的な観光産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) シンポジウムの開催
- (2) 地域観光商品の開発及び旅行商品化へ向けた取り組み
- (3) キャンペーンの誘致及び近隣地域キャンペーンとの連携
- (4) 各種プロモーションの実施
- (5) 周遊の仕組みづくり及びその定着に向けた取り組み
- (6) 修学旅行誘致連携
- (7) その他前条に掲げる目的を達成するために必要な事項

第2章 組織等

(組織)

第4条 推進会議は、第2条の目的に賛同する団体等（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 1名

2 会長は、会員のうちから互選により選任する。

3 副会長及び監事は、会員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

3 監事は、推進会議の事業及び会計を監査する。

(役員の手当)

第7条 役員は、無報酬とする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、第2条の目的が達成される日までとする。

(顧問)

第9条 推進会議に、顧問を置くことができる。

(会議)

第10条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、やむを得ない理由により会議を招集できないときは、推進会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第3章 事業推進本部

(設置及び付託事項)

第12条 推進会議に事業推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部の付託事項は、推進会議の会議で定めるものとする。

3 推進本部は、前項の付託事項について検討し、その結果を会長に報告する。

(構成)

第13条 推進本部は、会員が推薦する者及び会長が指名する者（以下「本部会員」という。）をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第14条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、会長が指名する者をもって充てる。

3 副本部長は、本部会員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

4 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(準用)

第15条 第7条、第8条及び第10条の規定は、推進本部について準用する。この場合において、第7条及び第8条中「役員」とあるのは「本部長及び副本部長」と、第10条第1項中「会長」とあるのは「本部長」と読み替えるものとする。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 推進会議の事務を処理するため、石崎汽船株式会社に事務局を置く。

第5章 経費、会計等

(経費)

第17条 推進会議の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第19条 推進会議は、第2条の目的を達成したときに解散する。

(その他)

第20条 この会則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年6月15日から施行する。
- 2 第19条の規定にかかわらず、推進会議の設立当初の会計年度は、平成24年6月15日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成27年7月29日から施行する。